

---

# 恵庭市耐震改修促進計画

---

令和 4 年 3 月改定

(平成 2 9 年 7 月改定)

(平成 2 2 年 3 月策定)





# 目次

1. 計画の前提	1
1-1 計画の背景	1
1-2 計画の目的	5
1-3 計画の位置づけ	5
1-4 計画の期間	6
1-5 計画の対象建築物	6
2. 恵庭市の概況	7
2-1 位置	7
2-2 交通	7
2-3 地形・地質	8
2-4 北海道で想定される地震	9
2-5 過去の地震被害	10
3. 想定される地震と被害の予測	11
3-1 想定される地震	11
3-2 被害の予測	13
4. 建築物の耐震化の状況と目標	17
4-1 住宅の耐震化の状況と目標	17
4-2 多数利用建築物の耐震化の状況と目標	21
4-3 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の状況	24
4-4 地震時に通行を確保すべき道路に面する建築物の耐震化の状況	25
4-5 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の状況	29
4-6 要安全確認計画記載建築物の耐震化の状況	30
4-7 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の状況	30
4-8 市有建築物の耐震化の状況	30
5. 建築物の耐震化促進に向けた取り組み方針	32
5-1 耐震化に関する基本的な取り組み方針	32
5-2 耐震化促進に向けた所有者、関連事業者、恵庭市の役割	32
5-3 その他計画との連携	32
6. 建築物の耐震化を促進するための施策	33
6-1 施策の基本的方向	33
6-2 耐震化を促進するための環境整備	34
6-3 耐震化を促進するための啓発や知識の普及	37

7. その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	39
7-1 所管行政庁との連携に関する事項	39
7-2 北海道及び関係団体との連携	39

# 1. 計画の前提

## 1-1 計画の背景

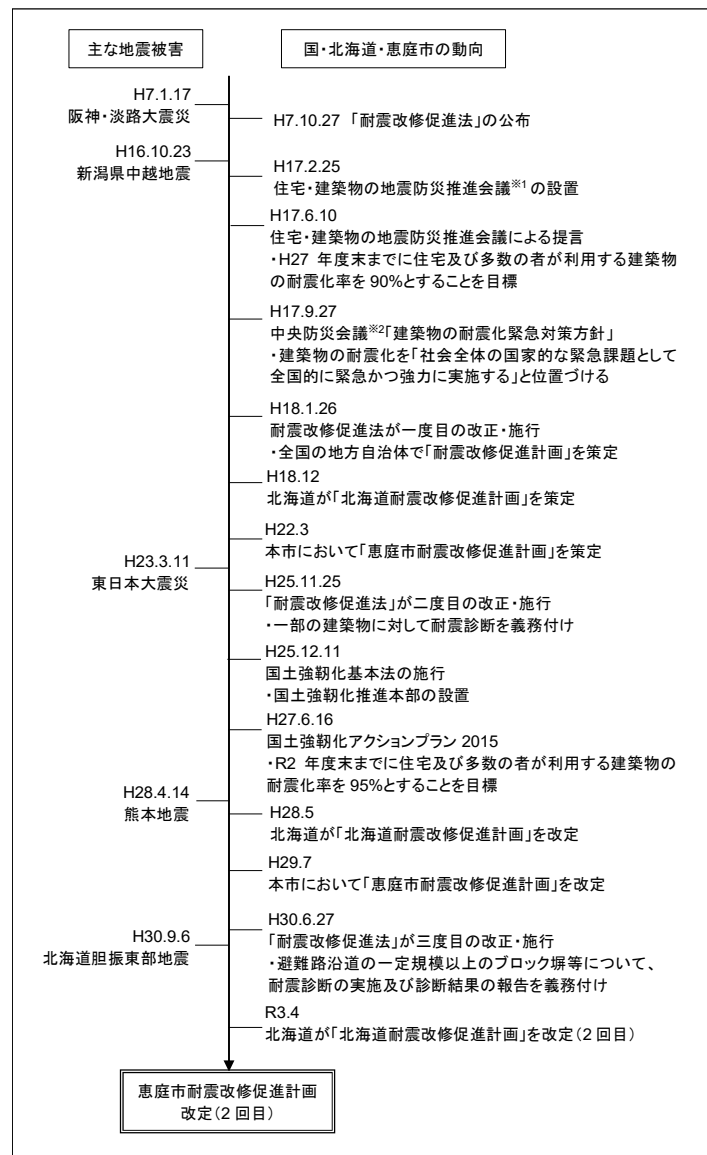
平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災による死者6,434名のうち、地震による直接的な死者数は5,502人であり、そのうち約9割は住宅や建築物の倒壊等による圧迫死でした。また、倒壊した住宅等からの出火・延焼はさらに多くの建築物に被害を拡大し倒壊した住宅や建物が道路を塞ぐことにより、消火・救援・避難活動が妨げられ、被害が拡大するとともに復旧活動の障害にも繋がることとなりました。この教訓を踏まえ、同年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）」が制定されました。

しかし、その後に大地震の切迫性が指摘されていなかった地域で地震が発生（平成12年鳥取県西部地震、平成16年新潟県中越地震など）したことから、平成18年に耐震改修促進法の最初の改正が行われ、地方公共団体に対して建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画の策定が義務付けられました。

これを受けて、北海道では平成18年12月に「北海道耐震改修促進計画」を策定（令和3年4月改定）、本市においては、平成22年3月に「恵庭市耐震改修促進計画」を策定（平成29年7月改定）し、建築物の耐震化に取り組んで参りました。

そうした中で、平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震、平成30年の大阪府北部地震など大地震が頻発しており、北海道においても、平成30年9月に発生した胆振東部地震では、最大震度7、本市では震度5強を観測するなど、これまでに経験したことがない災害に見舞われ、今後も高い確率で発生が指摘されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、甚大な被害が生じることも懸念されています。

こうした状況を踏まえ、恵庭市



■ 図 1-1 建築物の耐震化に関する社会情勢の変化

## 1. 計画の前提

では、引き続き地震による被害の軽減を図り、安全安心でゆとりあるまちづくりの一環として「恵庭市耐震改修促進計画」を改定し、既存建築物の更なる耐震化を推進します。

本計画は、「持続可能な開発目標(SDGs)」の主にゴール1（貧困をなくそう）、11（住み続けられるまちづくりを）、13（気候変動に具体的な対策を）の達成に資するものであり、災害に対して建築物の倒壊等から人命を守り、脆弱性を軽減することなどを目指すものです。



1 貧困をなくそう  
《ターゲット(抜粋)》  
災害からの脆弱性を軽減する。



11 住み続けられるまちづくりを  
《ターゲット(抜粋)》  
災害による被災者数等を大幅に削減する。



13 気候変動に具体的な対策を  
《ターゲット(抜粋)》  
自然災害に対する強靱性を強化する。

※ 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs)

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール(目標)と、それぞれの下に、より具体的な169のターゲットがある。全ての関係者(先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等)の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

### ※1 住宅・建築物の地震防災推進会議

国土交通省が開催している会議で、住宅・建築物の耐震化に関する目標の設定、目標達成のため必要となる施策、耐震改修促進法のあり方、国民への啓発・情報提供などの推進、地震保険の活用促進策、などの検討を行っています。

### ※2 中央防災会議

内閣の重要政策に関する会議の一つとして、内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者により構成されており、防災基本計画の作成や防災に関する重要事項の審議等を行います。

総務省消防庁等が発表している近年における大規模な地震被害を比較すると、それぞれの地震による人的被害や建物被害は次のとおりとなっています。

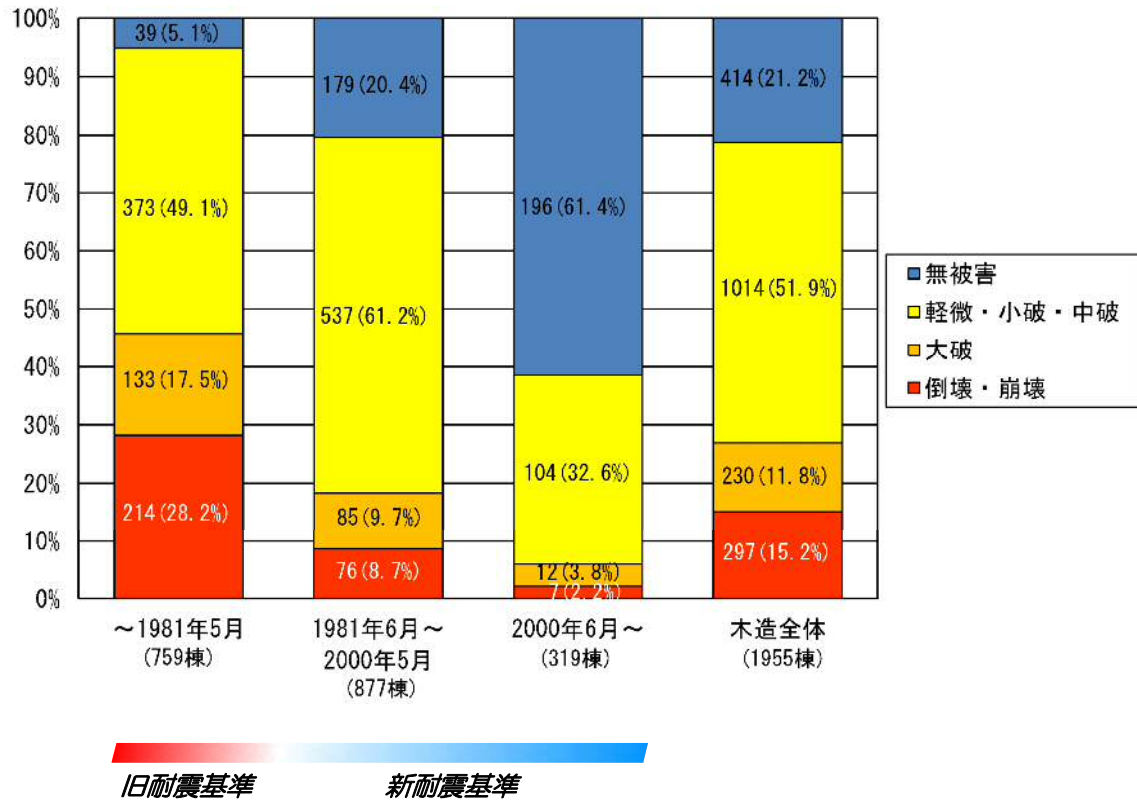
■ 表 1-1 近年における大規模な地震被害

		北海道胆振東部 地震	熊本地震	東日本大震災	新潟県中越 地震	阪神淡路 大震災
発 生 日		H30年9月6日	H28年4月16日	H23年3月11日	H16年10月23日	H7年1月17日
震 源 の 深 さ		37km	12km	24km	13km	16km
マグニチュード		6.7	7.3	9.0	6.8	7.3
最 大 震 度		7	7	7	7	7
人 的 被 害	死 者	44	273	19,689	68	6,434
	重 傷	51	1,203	6,233	633	10,683
	軽 傷	734	1,606		4,172	33,109
	行方不明	—	—	2,563	—	3
住 宅 被 害	全 壊	491	8,667	121,995	3,175	104,906
	半 壊	1,816	34,719	282,939	13,810	144,274
	一部損壊	47,105	163,500	748,109	105,682	390,506
非 住 宅 被 害	公共建築物	6,682	467	14,527	41,737	1,579
	そ の 他		12,918	92,056		40,917
火 災 被 害		2	15	330	9	269

出典：北海道胆振東部地震……北海道総務部第122報（R2.9.1）  
熊本地震……消防庁第121報（H31.4.12）  
東日本大震災……消防庁第159報（H31.3.8）  
新潟県中越地震……消防庁確定報（H21.10.21）  
阪神淡路大震災……消防庁確定報（H18.5.19）

## 1. 計画の前提

なお、平成 28 年熊本地震においても震度 7 を二度記録した熊本県益城町において、旧耐震基準の住宅よりも新耐震基準で建てられた住宅の方が受けた被害が小さかったことが明らかとなっています。熊本地震では、特に耐震改修工事実施前の木造戸建住宅を中心に、大きな建物被害を被り、建築物の耐震化の重要性を再認識させる結果となりました。



■ 図 1-2 平成 28 年熊本地震における木造住宅の建築時期別の被害状況（熊本県益城町）

（出典：熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会 報告書，国土技術政策総合研究所，平成 28 年 9 月 に追記）



■ 図 1-3 平成 28 年熊本地震直後の状況写真(熊本県益城町)

（撮影：中央開発(株)，平成 28 年 4 月 19 日）



## 1-2 計画の目的

恵庭市耐震改修促進計画（以降、「本計画」という。）は、恵庭市内の住宅及び建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を計画的に促進することにより、今後予想される地震災害に対して市民の生命及び財産を守ることを目的として策定します。

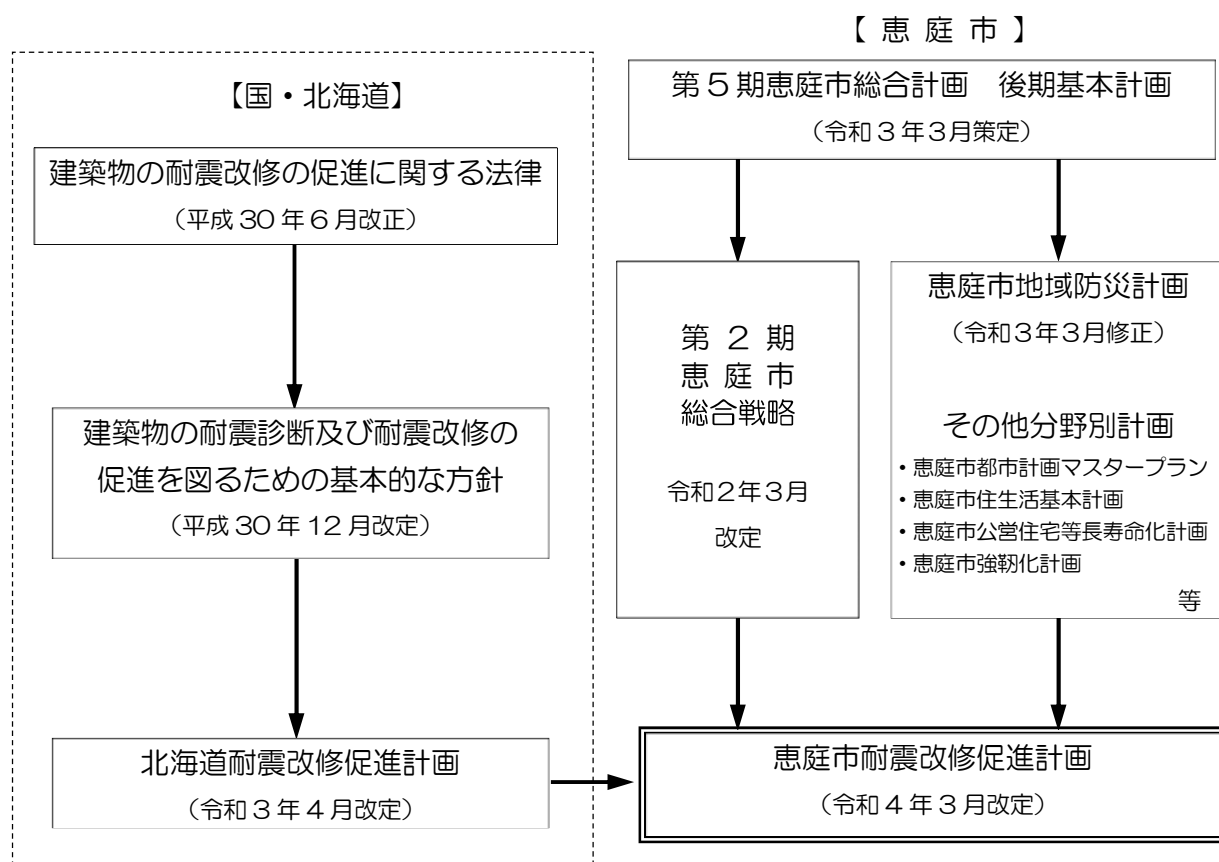
## 1-3 計画の位置づけ

### (1) 法的な位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項に基づく、建築物の耐震化を促進するための必要な事項を定めています。

### (2) 策定上の位置づけ

本計画は、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針（最終改正平成30年12月21日 国土交通省告示第1381号）」や「北海道耐震改修促進計画（令和3年4月、以下「道計画」という。）」を踏まえるとともに、恵庭市の上位計画等との整合を図り策定します。



■ 図 1-4 恵庭市耐震改修促進計画の位置づけ

## 1. 計画の前提

### 1-4 計画の期間

計画期間は、国の基本方針及び道計画との整合を図り、令和7年度までとします。

なお、社会経済状況や関連計画の変更等により、必要に応じて計画内容を見直すものとします。

### 1-5 計画の対象建築物

本計画の対象とする建築物は、恵庭市全域の建築物とし、原則として特定建築物及び昭和56年に改正された建築基準法に基づく「新耐震基準」※3に適合しない「住宅」、「特定既存耐震不適格建築物」、「要緊急安全確認大規模建築物」、「要安全確認計画記載建築物」、「市有建築物」を対象とします。

■表 1-2 計画の対象とする建築物

種 類		備 考
住 宅		戸建住宅、共同住宅、併用住宅、市営住宅
特 定 建 築 物	① 多 数 利 用 建 築 物 (耐震改修促進法第14条第1号)	学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの
	② 危険物の貯蔵場又は 処理場の用途に供する建築物 (耐震改修促進法第14条第2号)	火薬類、石油類その他危険物の一定数量以上を貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
	③ 緊急輸送道路等の沿道建築物 (耐震改修促進法第14条第3号)	地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物で、倒壊時に当該道路を閉塞させ、多くの者の円滑な避難を困難とする恐れがある建築物
特定既存耐震不適格建築物 (耐震改修促進法第14条第1号～3号)		上記特定建築物の①～③のうち、昭和56年5月以前に建築され、新耐震基準と同等の耐震性能を満たしていないもの
要緊急安全確認大規模建築物 (耐震改修促進法附則第3条第1号)		上記特定建築物の①及び②のうち、特に大規模な建築物
要安全確認計画記載建築物 (耐震改修促進法第7条第1号)		上記特定建築物の①のうち、道計画に記載された防災拠点。また上記特定建築物③のうち、道計画に記載された道路沿道の建築物
市 有 建 築 物		恵庭市が保有する建築物のうち、指定避難所など災害対策上において重要な建築物

- ・国や北海道の所有する施設は、本計画の対象としません
- ・水道施設、下水道施設に関しては、下記計画により耐震性の検討を行っているため、本計画の対象としません。  
(水道施設：「恵庭市水道ビジョン」、下水道施設：「恵庭市下水道BCP」)

#### ※3 新耐震基準

宮城県沖地震（昭和53年）を契機として、建築基準法の改正により昭和56年6月に整備された耐震基準。震度5強程度の中規模地震では軽微な損傷、震度6強から震度7の大規模地震でも倒壊しないことを目標としています。

## 2. 恵庭市の概況

### 2-1 位置

恵庭市は、北海道の中央西部、石狩平野の南部に位置し、札幌市、北広島市、千歳市、長沼町の4市町に隣接しています。

市域は東西に長く、西側は漁岳、空沼岳、恵庭溪谷等があり標高が高く、東側は平地となっており、西高東低の地形となっています。

市域の中央には漁川が西から東に流れており、北東の長沼町との境界部で千歳川に合流しています。また、北縁には島松川が流れ、北広島市との境界となっています。



■ 図 2-1 恵庭市位置図

### 2-2 交通

恵庭市は、道央自動車道、国道 36 号（恵千バイパス）、道道 46 号（道道江別恵庭線 旧国道 36 号）が縦断しており、札幌市をはじめとした周辺都市や、北海道の空の玄関である新千歳空港などにアクセスしやすい環境にあります。また、西側には国道 453 号が通っており、札幌市、支笏湖方面と接続しています。

これらの道路は、地震災害時における救援・救急活動や緊急物資の輸送等を行う緊急輸送路と北海道で位置づけられています。そのため、地震時の災害対応を円滑かつ確実に実施するための整備が重要と言えます。

## 2. 恵庭市の概況

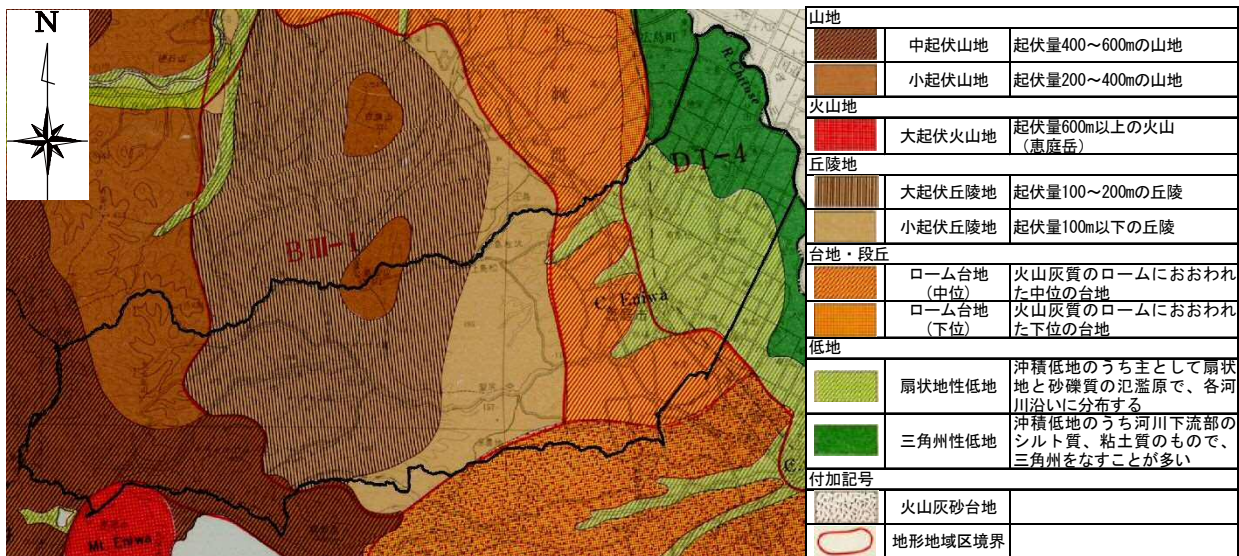
### 2-3 地形・地質

恵庭市は、石狩一苦小牧低地帯と呼ばれる低平な沖積平野<sup>※4</sup>の南部にあります。

恵庭市東部は千歳川の支流である漁川・島松川などの河川の流域に分布する扇状地<sup>※5</sup>及び三角州<sup>※6</sup>性低地となっており、標高20~30m程度の平坦な低地が広がっています。

この低地には現河川及び氾濫原堆積物が広く分布しています。これらの堆積物は、一括して沖積層<sup>※4</sup>とも呼ばれています。

恵庭市中心部は、丘陵地・ローム<sup>※7</sup>台地が広がっており、支笏火山噴出物<sup>※8</sup>と下位の野幌層<sup>※9</sup>からなる地層で形成されています。この地層はいずれも第四紀更新世<sup>※10</sup>の地層です。また、地表部には、新しい時代に発生している恵庭火山や樽前火山の噴出物が成層しています。恵庭市西部は、山地となっており、南部には恵庭岳があります。



■ 図 2-2 恵庭市の地形分類図

(出典：国土地理院 土地分類基本調査図)

#### ※4 沖積平野、沖積層

最後の氷河期が終わる約1万年前から、現在に至るまでにできた最も新しい地層です。地盤的には、その下にある古い地層に比べると一般に軟弱で、特に粘土質の多いところは地震動による揺れの増幅や沈下のおそれが高い地層です。沖積平野はこの沖積層が形成された時代にできた平野で、河川の堆積作用により形成された地形です。

#### ※5 扇状地

河川が運んだ土砂などが扇状に堆積した地形で、土質は砂・礫などが主体

#### ※6 三角州

河川が運んだ土砂などで河口部に形成する低地で、土質は細砂・粘土などが主体

#### ※7 ローム

粘性質の高い土壌であり、シルトおよび粘土の含有割合が25~40%程度のもの

#### ※8 支笏火山噴出物

約3万年前の支笏火山の大噴火による火山噴出物で、札幌から苫小牧まで発達する広大な台地を形成しています。

#### ※9 野幌層

中期更新世(約80万年前~13万年前)から後期更新世前半(13万年前から7万年前)に形成された地層

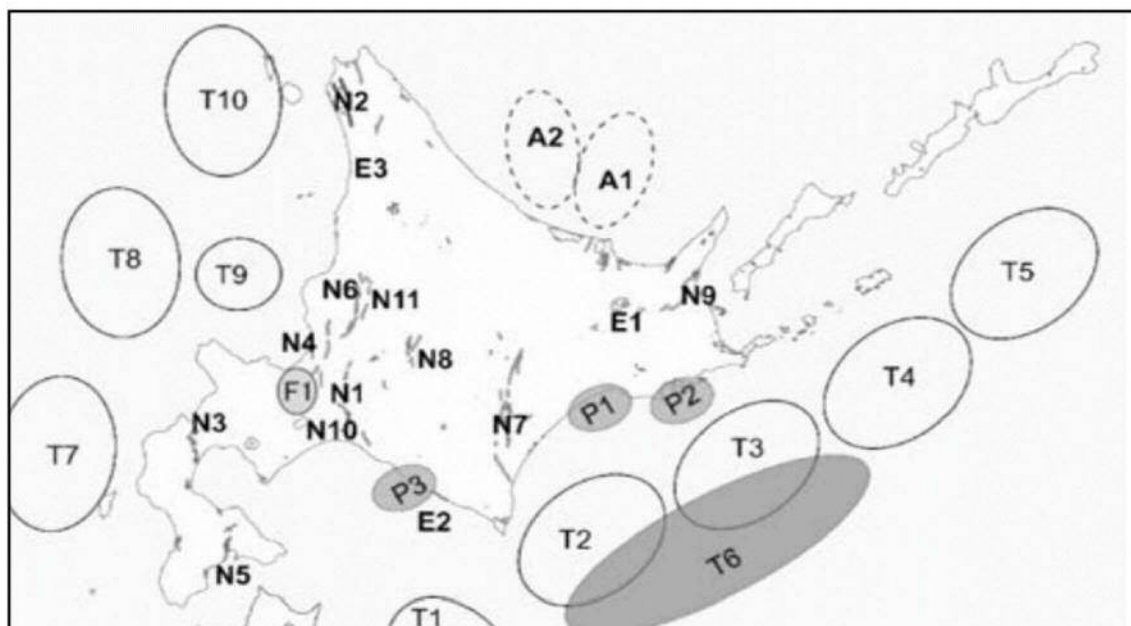
#### ※10 更新世

約258万年前から約1万年前までのほとんどが氷河時代であった期間

## 2-4 北海道で想定される地震

北海道では、内閣府の地震防災対策の目標設定に関する調査報告や文部科学省の地震調査研究推進本部による海溝型地震、活断層の長期評価結果を踏まえて、平成24年度から平成28年度にかけて北海道地震被害想定調査を実施しています。

この結果、北海道で想定される地震として、日本海東縁部及び太平洋西縁部で発生する海溝型地震と、陸域で発生する内陸型地震に大きく分けて30地震を設定しています。これらの地震の震源位置の関係は、図2-3に示すとおりです。



海溝型地震		内陸型地震	
(千島海溝／日本海溝)		(活断層帯)	
T1	三陸沖北部	N1	石狩低地東縁南部
T2	十勝沖		石狩低地東縁主部
T3	根室沖		主部北側
T4	色丹島沖	N2	主部南側
T5	択捉島沖	N3	サロベツ
T6	500年間隔地震	N4	黒松内低地
(日本海東縁部)		N5	当別
T7	北海道南西沖	N6	函館平野西縁
T8	積丹半島沖	N7	増毛山地東縁
T9	留萌沖		十勝平野
T10	北海道北西沖		主部
(プレート内)		N8	光地園
P1	釧路直下		富良野
P2	厚岸直下		西部
P3	日高中部	N9	東部
			標津
			N10 石狩低地東縁南部
			N11 沼田一砂川付近
			(伏在断層)
			F1 札幌市直下
			(既往の内陸地震)
			E1 弟子屈地域
			E2 浦河周辺
			E3 道北地域
			(オホーツク海)
			A1 網走沖
			A2 紋別沖

■ 図2-3 北海道に大きな影響を及ぼす想定地震

(出典：北海道地域防災計画 令和元年5月)

## 2. 恵庭市の概況

### 2-5 過去の地震被害

過去の北海道の地震被害を見ると、平成元年以降発生する釧路沖地震をはじめとする太平洋側の地震のほか、平成30年の北海道胆振東部地震の地震を記録しており、道内の各地に大きな被害が発生しています。

■ 表 2-1 平成元年以降に発生した北海道内の主な地震被害

区分	発 生 年 月 日 地 震 名	規模 M <sup>*11</sup>	最大 震度 <sup>*12</sup>	被 害 状 況
太平洋沿岸	平成 5 年(1993 年)1 月 15 日 「平成 5 年(1993 年)釧路沖地震」	7.5	6	釧路地方に被害 死者 2、負傷者 966 住家全壊 53、半壊 254
	平成 6 年(1994 年)10 月 4 日 「平成 6 年(1994 年)北海道東方沖地震」	8.2	6	釧路、根室地方に被害 負傷者 436 住家全壊 61、半壊 348
	平成 15 年(2003 年)9 月 26 日 「平成 15 年(2003 年)十勝沖地震」	8.0	6 弱	太平洋沿岸一帯に被害 不明者 2、負傷者 847 住家全壊 116、半壊 368
	平成 16 年(2004 年)11 月 29 日 (釧路沖の地震)	7.1	5 強	釧路、根室、十勝地方に被害、津波 負傷者 52 住家全壊 1、一部破損 4
	平成 16 年(2004 年)12 月 6 日 (釧路沖の地震)	6.9	5 強	釧路、根室地方に被害 負傷者 12
	平成 17 年(2005 年)1 月 18 日 (釧路沖の地震)	6.4	5 強	負傷者 1
	平成 23 年(2011 年)3 月 11 日 「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震」	9.0	4	太平洋沿岸を中心に被害、津波 死者 1、負傷者 3 住家半壊 4、一部破損 7
	平成 28 年(2016 年)6 月 16 日 (内浦湾の地震)	5.3	6 弱	負傷者 1 住家一部破損 3
日本海側	平成 5 年(1993 年)7 月 12 日 「平成 5 年(1993 年)北海道南西沖地震」	7.8	6	奥尻に大被害、大津波 死者 201、行方不明 28、負傷者 323 住家全壊 601、半壊 408
内陸	平成 7 年(1995 年)5 月 23 日 (空知支庁中部の地震)	5.9	5	空知、留萌地方を中心に被害 負傷者 4 住家一部損壊被害 59
	平成 16 年(2004 年)12 月 14 日 (留萌支庁南部の地震)	6.1	5 強	留萌地方を中心に被害 負傷者 8 住家一部損壊被害 165
	平成 30 年(2018 年)9 月 6 日 「平成 30 年(2018 年)北海道胆振東部地震」	6.7	7	石狩、胆振地方を中心に被害 死者 44、負傷者 785 住家全壊 491、半壊 1,816、 一部破損 47,105 (R2.9.1 現在)

・「 」内は、気象庁により命名された地震災害地震名を表しています。

出典：北海道耐震改修促進計画（令和3年4月）

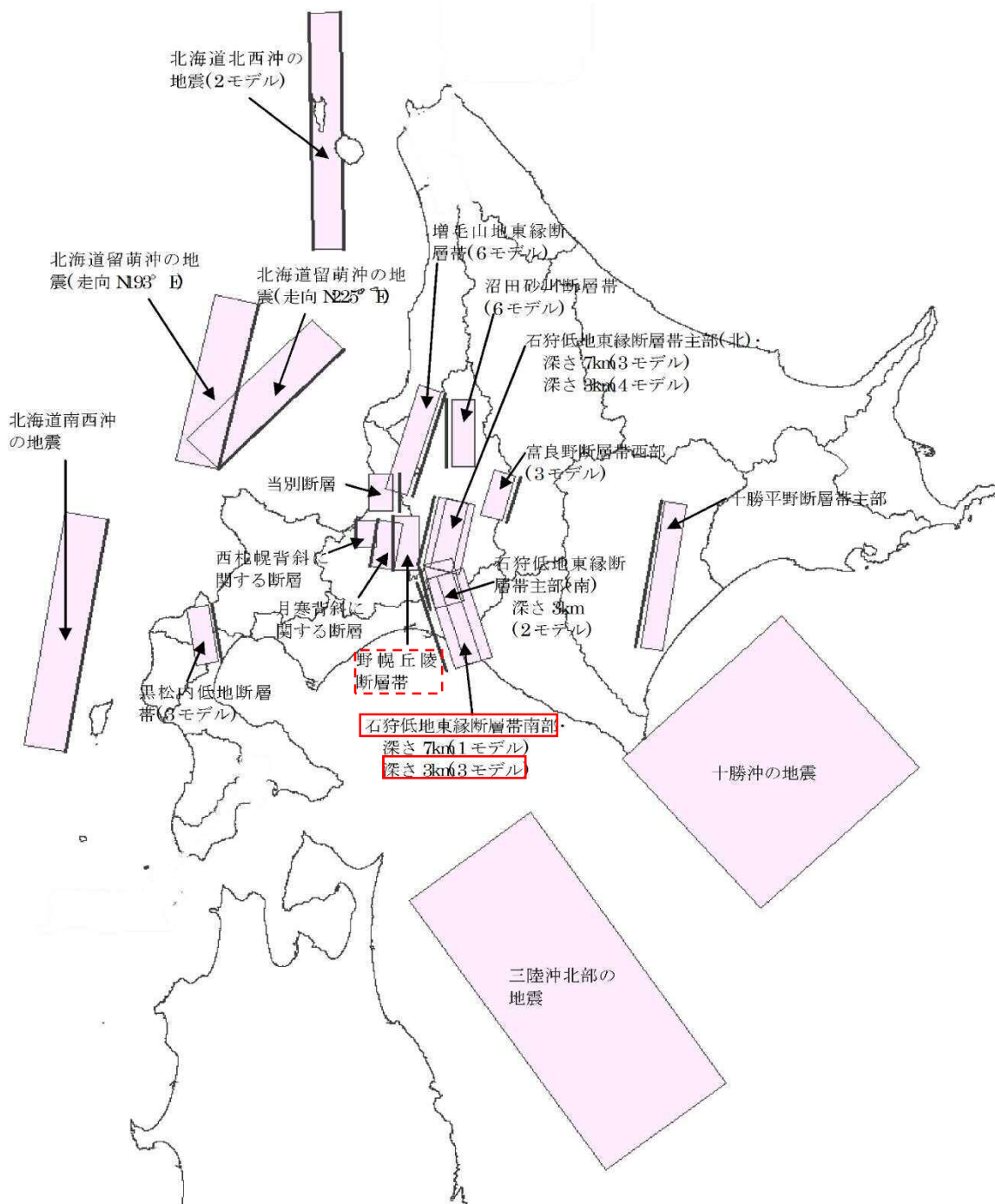
※11 規模M：地震のエネルギー規模を表す単位「マグニチュード」を表します。

※12 震度：地震時の各地点の揺れの強さを表す単位。ここでは、当該地震により各地域で気象庁が観測した最大震度を示しています。

### 3. 想定される地震と被害の予測

#### 3-1 想定される地震

北海道地震被害想定調査結果より、恵庭市に影響を及ぼすことが考えられる20地震の被害状況を整理しました。各地震の震源位置の関係は図のとおりです。



■ 図 3-1 石狩振興局管内に影響を及ぼす 20 地震

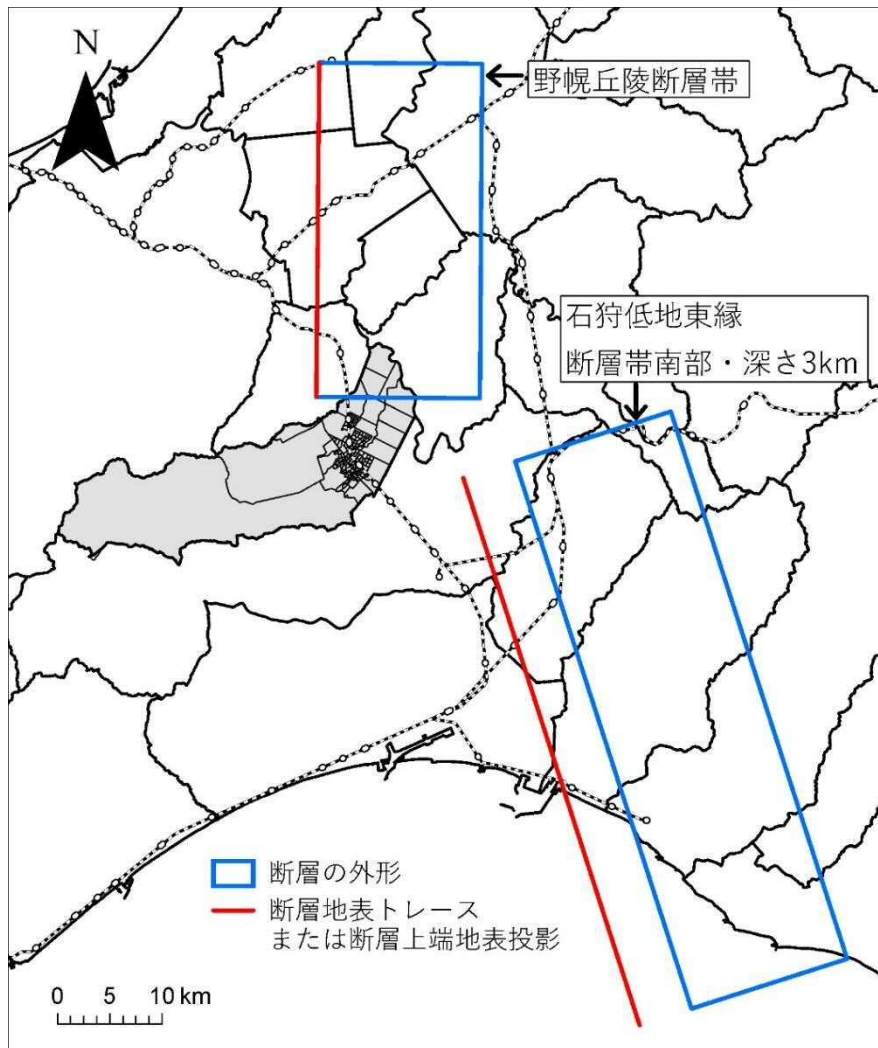
(出典：平成 28 年度北海道地震被害想定調査結果，平成 30 年 2 月)

### 3. 想定される地震と被害の予測

北海道地震被害想定調査結果より恵庭市に大きな被害を与えると考えられる地震は、恵庭市の東側に位置する「石狩低地東縁断層帯南部（深さ 3km 断層モデル 30\_5）」が発生した場合が想定されています。また、恵庭市の北側にも「野幌丘陵断層帯（断層モデル 45\_2）」があると想定されているため、参考として記載いたします。

■表 3-1 対象地震の緒元

地震（断層）名	Mj	断層原点		走向	断層			傾斜角
		緯度	経度		上端深さ	長さ	幅	
石狩低地東縁断層帯南部 （深さ 3km 断層モデル 30_5）	7.7	42°24'9"	141°55'1"	N342.2°E	3km	55km	18km	30°
<参考> 野幌丘陵断層帯 （断層モデル 45_2）	7.5	42°56'28.7"	141°32'7.6"	N0°E	6km	32km	22km	45°



■ 図 3-2 石狩低地東縁断層帯南部及び野幌丘陵断層帯位置図



### 3-2 被害の予測

恵庭市では、「3-1 想定される地震」において、市内に大きな被害を及ぼすことが考えられる内陸型地震のうち、特に大きな被害が想定される「全国どこでも起こりうる直下の地震」及び「石狩低地東縁断層帯南部（深さ 3km 断層モデル 30\_5）」があります。また、参考に断層が近いと想定されている「野幌丘陵断層帯（断層モデル 45\_2）」の断層も含めて建築物全壊棟数と半壊棟数の予測を行いました。

「全国どこでも起こりうる直下の地震」とは、中央防災会議では、活断層が地表で認められていない場所での地震として位置づけ、過去の事例や防災上の観点から M 6.9 を上限として地震規模を想定した地震です。本計画では M6.9 で揺れの大きさを計算しています。

なお、海溝型地震については、北海道地震被害調査結果において最大の被害が想定される「北海道留萌沖の地震（走行 N225° E）」の地震被害が軽微であることから、検討を行わないこととします。

■ 表 3-2 想定地震と揺れによる被害の予測

地震項目		地震のタイプ		全国どこでも起こりうる直下の地震	石狩低地東縁断層帯南部（深さ 3km 断層モデル 30_5）の地震	<参考> 野幌丘陵断層帯（断層モデル 45_2）の地震				
震源		恵庭市内の直下		千歳市から沙流郡日高町沖合の海域に至る断層帯	北広島市から江別市にかけて位置する断層帯					
地震規模		M6.9		M7.7	M7.5					
予測震度	市内最大震度	6 強		6 強	6 強					
	市役所周辺での震度	6 弱		6 弱	6 弱					
建築物被害	全壊棟数	木造	120 棟	総数 190 棟	木造	49 棟	総数 92 棟	木造	85 棟	総数 147 棟
		非木造	70 棟		非木造	43 棟		非木造	62 棟	
	半壊棟数	木造	742 棟	総数 1,013 棟	木造	427 棟	総数 626 棟	木造	524 棟	総数 760 棟
		非木造	271 棟		非木造	199 棟		非木造	236 棟	

※建築物被害棟数は、垂直積雪量 1.0m の地域として算出

### 3. 想定される地震と被害の予測

---

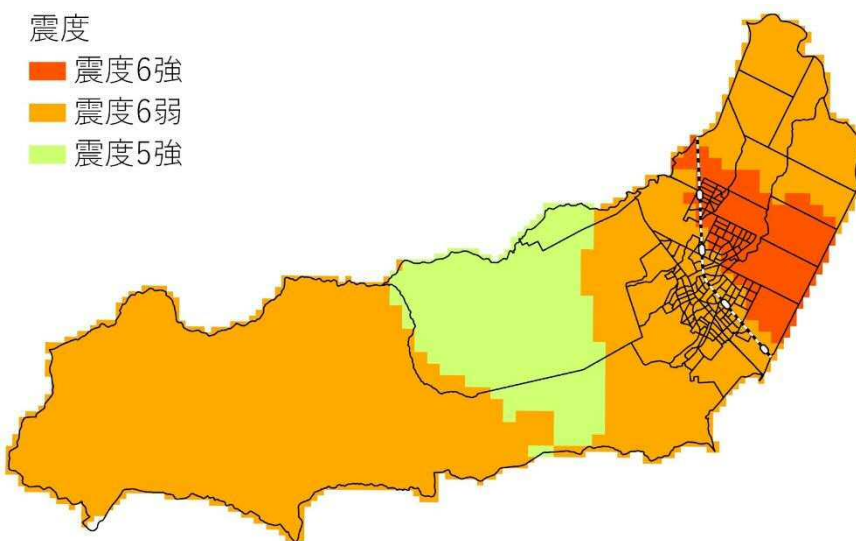
恵庭市では「全国どこでも起こりうる直下の地震」、「石狩低地東縁断層帯南部（深さ 3km 断層モデル 30\_5）」、及び「野幌丘陵断層帯（断層モデル 45\_2）」について、恵庭市内での震度分布を示した「揺れやすさマップ」と、建物の全壊率（対象地域の全ての建物の中で、揺れにより全壊する建物の割合）を示した「危険度マップ」を作成しました。

「揺れやすさマップ」は、想定した地震が発生した場合に予測される震度を 250mメッシュ単位で評価して取りまとめたものです。

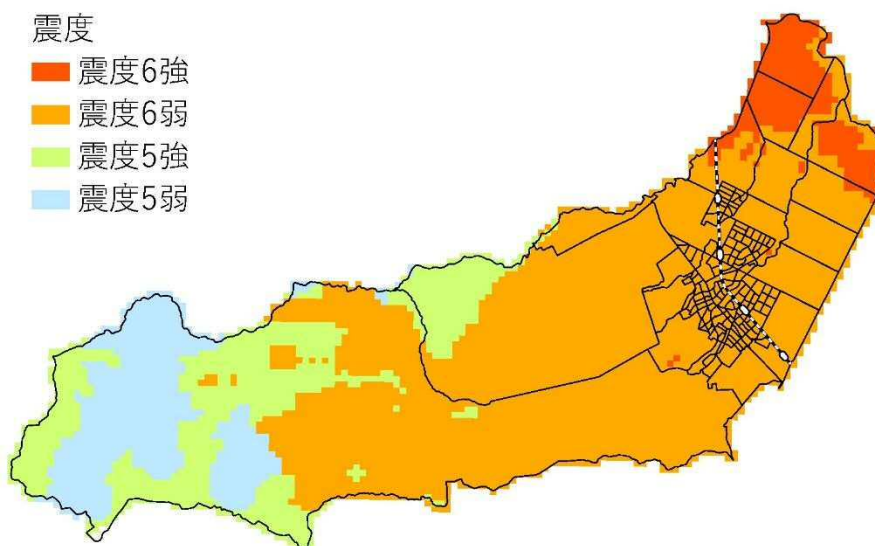
対して、「危険度マップ」は、それぞれの地域にある建物の構造形式（木造、鉄筋コンクリート造など）や建築年次を考慮し、揺れやすさマップで示した震度に基づいた建物全壊率を 250mメッシュ単位で評価して取りまとめたものです。

これは、北海道の地震被害想定で作成した震度と建物全破壊率の関係式を用いています。ちなみに、昭和 56 年 5 月以前（旧耐震基準）に建てられた建築物の震度 5 強から 6 弱の地震時における全壊率は、昭和 56 年 6 月以降（新耐震基準）に建てられた建築物の 4 倍以上になるものと予測されています。なお、恵庭市内の既存建築物のデータについては、家屋課税台帳（令和 3 年 1 月時点）を基に調査を行っています。

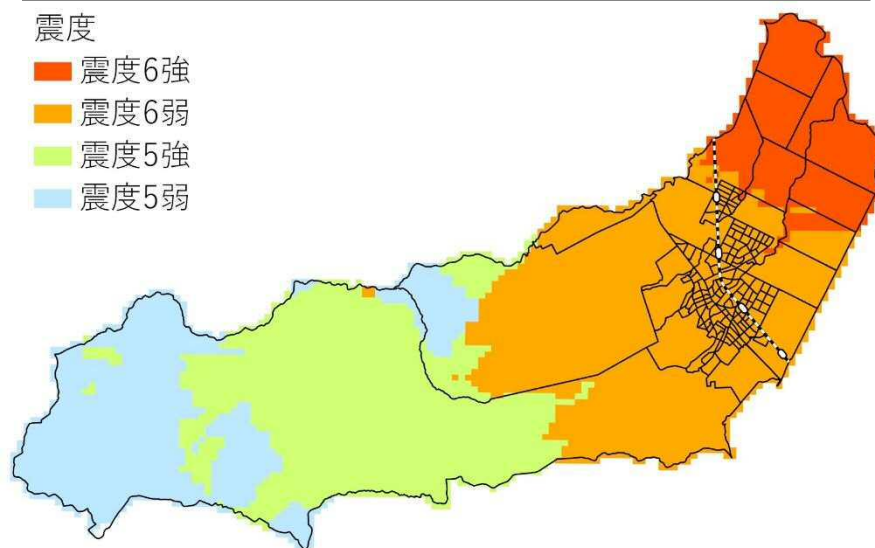
全国どこでも起こりうる直下の地震



石狩低地東縁断層帯南部 (深さ 3km 断層モデル 30\_5)

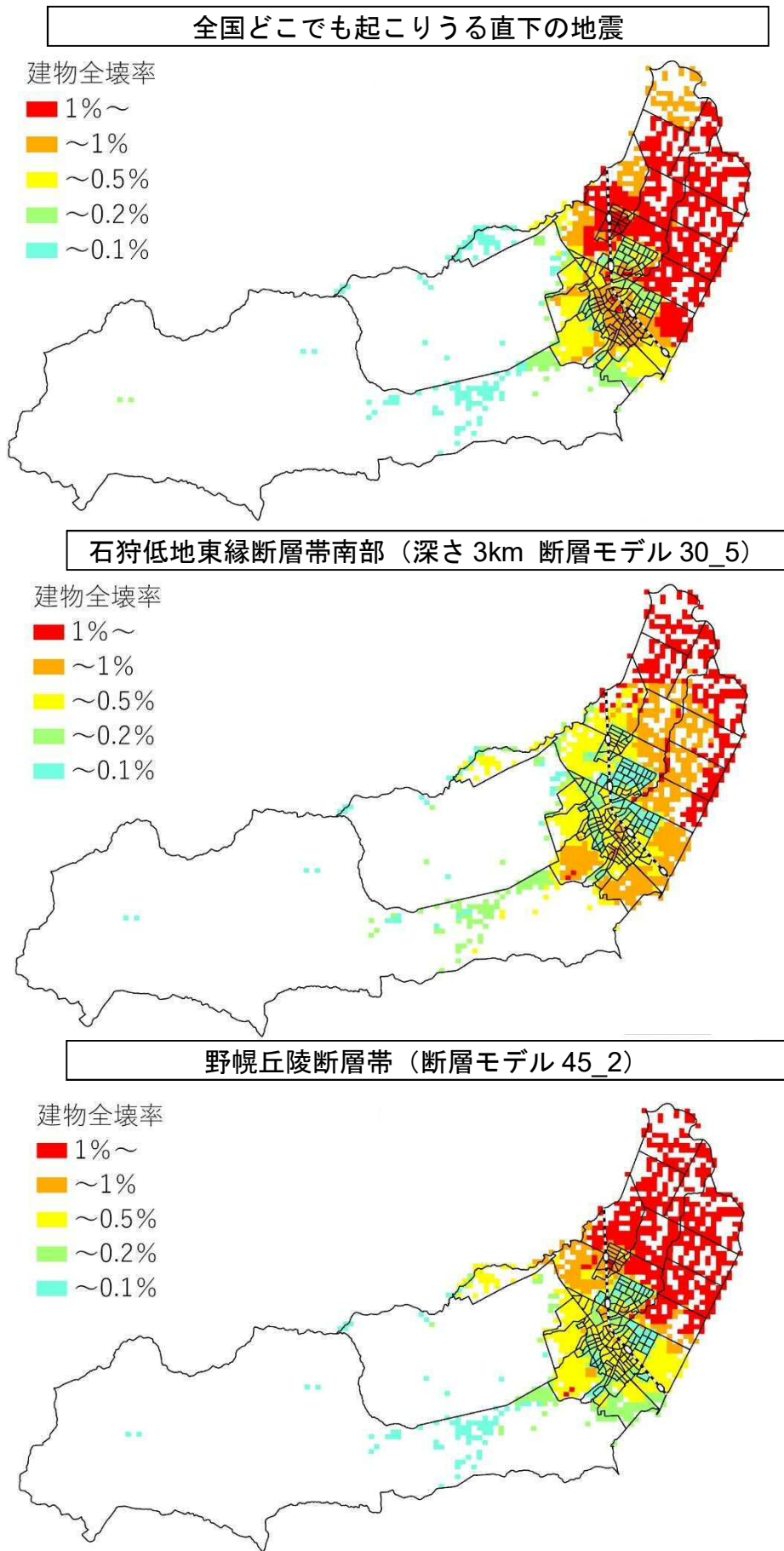


野幌丘陵断層帯 (断層モデル 45\_2)



■ 図 3-3 恵庭市内の想定震度分布 (揺れやすさマップ)

### 3. 想定される地震と被害の予測



■ 図 3-4 危険度マップ

## 4. 建築物の耐震化の状況と目標

### 4-1 住宅の耐震化の状況と目標

#### (1) 住宅・多数利用建築物の耐震化の状況

平成 21 年度に「恵庭市耐震改修促進計画」を策定した時点における住宅及び耐震改修促進法第 14 条第 1 項に掲げる多数の者が利用する建築物（以下「多数利用建築物」という。）の耐震化率（平成 21 年 1 月時点）については、住宅が 84.4%、多数利用建築物が 83.0% でした。

この間、平成 28 年度に計画を見直し、令和 2 年度までに、それぞれ耐震化率を少なくとも 95% にすることを目標に耐震化の促進に取り組んできました。

令和 2 年度（令和 3 年 1 月）時点での耐震化の状況は、住宅においては、住宅総数 21,665 戸のうち、19,828 戸が耐震性を確保していると推定され、耐震化率は 91.5% で、目標に比べ 3.5 ポイント下回り、計画策定時から 7.1 ポイント増加しました。また、多数利用建築物においては、建築物総数 202 棟のうち、196 棟が耐震性を確保していると推定され、耐震化率は 97.0% で、目標に比べ 2 ポイント上回り、計画策定時から 14 ポイント増加しました。

さらに、住宅の耐震化率を「木造戸建て住宅」と「共同住宅等」別に細区分すると、木造戸建て住宅の耐震化率は 89.8%、共同住宅の耐震化率は 97.6% となっています。

■ 表 4-1 令和 2 年度時点の住宅の耐震化の状況

区 分		住 宅	多数利用建築物
H20 年度耐震化率 (計画策定当初)	(A)	(家屋台帳)	(家屋台帳等)
	実績	84.4%	83.0%
H27 年度耐震化率 (当初計画実績)	目標(H27 年度まで)	90.0%	90.0%
	実績	(土地・統計調査) 91.2%	(家屋台帳等) 95.6%
R2 年度耐震化率 (前計画実績)	(B)		
	目標(R2 年度まで)	95.0%	95.0%
	(C)	(家屋台帳)	(家屋台帳等)
	実績	91.5%	97.0%
	(C-B)		
	対目標比	-3.5 ポイント	2.0 ポイント
	(C-A)		
	H20 年度実績比	7.1 ポイント	14.0 ポイント

※平成 21 年度計画は、平成 20 年度（平成 21 年 1 月時点）家屋課税台帳等の数値を採用しています。

※平成 28 年度計画は、平成 27 年度（平成 28 年 1 月時点）家屋課税台帳等の数値を採用しています。

※令和 3 年度計画は、令和 2 年度（令和 3 年 1 月時点）家屋課税台帳等の数値を採用しています。

#### 4. 建築物の耐震化の状況と目標

##### (2) 住宅の状況（家屋課税台帳の分析）

恵庭市では、平成21年度の計画策定以降、耐震化の進捗状況を把握して効果的な施策を推進するため、家屋課税台帳を分析し、木造戸建住宅において毎年最新の耐震化率を算出してきました。住宅の耐震化の状況においては、平成21年度の策定時及び平成28年度の改定時では、住宅・土地統計調査等（総務省統計庁）のトレンドを用いて、「住宅の滅失戸数」、「住宅の新築戸数」、「耐震改修の実施戸数」の値を予測し、反映してきましたが、本年度の作成においては、実数に近い家屋課税台帳より耐震化状況を算出しています。

最新の家屋課税台帳（令和3年1月時点）等より建物の増改築分を考慮したデータでは、恵庭市の木造戸建住宅16,964戸のうち昭和56年6月以降に建築された住宅戸数は、13,852戸、共同住宅等<sup>※13</sup>4,555戸のうち昭和56年6月以降に建築された住宅戸数は、3,434戸、恵庭市が所有する市営住宅等<sup>※14</sup>146戸のうち昭和56年6月以降に建築された住宅戸数は、44戸となっています。

住宅の耐震化率を算定するにあたり、耐震性を有する住宅戸数は、昭和56年6月以降に建築された住宅と、昭和56年5月以前に建築された旧耐震基準の住宅のうち、耐震性を有する住宅を含め木造戸建住宅は15,238戸、共同住宅等は4,444戸、市営住宅等は146戸となり、木造戸建住宅の耐震化率は、89.8%、共同住宅等の耐震化率は97.6%、市営住宅等の耐震化率は100%となり、恵庭市全体の住宅耐震化率は、91.5%と推計されます。

■ 表 4-2 令和2年度時点の住宅の耐震化の状況（単位：戸）

住宅構造	全戸数 ①	昭和57年 以降の住宅 戸数 ②	昭和56 年以前の 住宅戸数 ③	耐震性を有する住宅戸数			耐震性を有する住宅 戸数 ⑥=②+④+ ⑤	耐震化率 ⑦=⑥/①
				③の内、 耐震性能 を有する 戸数 <sup>※15</sup> ④	③の内、 耐震改修 済とされ る戸数 <sup>※16</sup> ⑤	耐震性を 有してい ない戸数		
木造戸建住宅	16,964	13,852	3,112	1,071	315	1,726	15,238	89.8%
共同住宅等 <sup>※13</sup>	4,555	3,434	1,121	998	12	111	4,444	97.6%
市営住宅等 <sup>※14</sup>	146	44	102	102	0	0	146	100.0%
合計	21,665	17,330	4,335	2,171	327	1,837	19,828	91.5%

(令和3年1月時点)

※13 共同住宅等

「非木造一戸建」、「長屋建」、「共同住宅」及び「その他」を表します。

※14 市営住宅等

「市営住宅」、「教員住宅」を表します。

※15 昭和56年5月以前の建築戸数のうち耐震性能を有する戸数

民間住宅と市営住宅等の木造戸建住宅については「道内の既存木造住宅における耐震性能の推計に関する研究業務」<sup>1)</sup>による論文の推計値を用い、旧耐震基準の住宅のうち木造戸建住宅は34.4%が耐震性を有することとしています。また、共同住宅等その他の住宅は北海道の調査実施を基とした推移値を用いると89%が耐震性を有することとしています。

※16 昭和56年5月以前の建築戸数のうち耐震改修済とされる戸数

耐震改修済とされる戸数は、「平成30年住宅土地統計調査」における耐震改修工事行った戸数を採用しています。

・参考文献

- 1) 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 建築研究本部  
：道内の既存木造住宅における耐震性能の推計に関する研究業務(平成31年3月)

## (3) 住宅の耐震化の目標

国の基本方針と道計画では、耐震化率の状況を踏まえ住宅の耐震化率について、令和7年度までに少なくとも95%とする目標とするとともに、令和12年度までには耐震性の不十分な住宅を「おおむね解消」とする目標を目指すことを示しています。

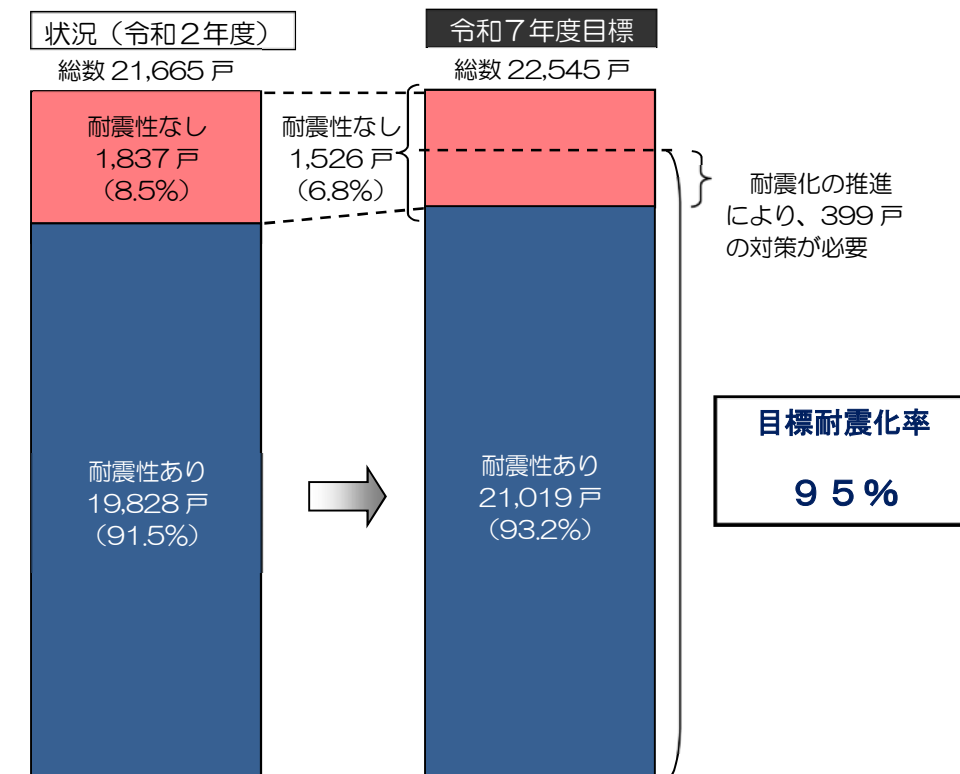
恵庭市においては、国の基本方針と道計画を踏まえ、住宅の耐震化率の目標値を95%と設定し、建築物の減災を図るため耐震化の促進に取り組むものとします。

平成27年度（平成28年1月時点）から令和2年度（令和3年1月時点）の家屋課税台帳の建物の状況より、新築や建て替えによる自然更新を予測すると、恵庭市では住宅の耐震化率において令和7年度までに93.2%の耐震化率に達する見込みです。恵庭市における状況を考慮し、特に耐震性を満たしていない住宅の9割以上を占める木造戸建住宅の耐震改修の促進に努めるものとします。

なお、住宅の令和7年度の耐震化率を95%とするには、新築や建て替えに加え、施策等の推進によって、耐震性を有していない建築物を5年間で399棟の対策をとることが必要となります。

■ 表 4-3 令和7年度時点における住宅の耐震化率の推計

		令和2年度 (R3.1時点)	令和7年度(推計)
総数		21,665	22,545
	耐震性あり	19,828	21,019
	耐震性なし	1,837	1,526
耐震化率		91.5%	93.2%



■ 図 4-1 令和7年度時点における住宅の耐震化の推計と目標

#### 4. 建築物の耐震化の状況と目標

---

令和7年度 耐震化率の目標

住宅：95%

多数利用建築物：おおむね解消

耐震診断義務付け対象建築物：おおむね解消



## 4-2 多数利用建築物の耐震化の状況と目標

## (1) 規模要件

「多数利用建築物」は、表 4-4 の中に該当する建築物です。このうち昭和 56 年 5 月以前に建築され、耐震性が不十分な建築物は、耐震改修促進法第 14 条第 1 号に定める特定既存耐震不適格建築物の対象とされます。

■ 表 4-4 多数利用建築物の種類及び規模

建築物の用途・種類	多数利用建築物 (耐震改修促進法第 14 条)	耐震診断義務付け対象建築物 (耐震改修促進法附則第 3 条)
幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所	階数 2 以上かつ 500m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 1,500m <sup>2</sup> 以上
小学校等 (小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校)	階数 2 以上かつ 1,000m <sup>2</sup> 以上 (屋内運動場の面積を含む。)	階数 2 以上かつ 3,000 m <sup>2</sup> 以上 (屋内運動場の面積を含む。)
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、その他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 5,000m <sup>2</sup> 以上
病院、診療所	階数 3 以上かつ 1,000m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
ホテル、旅館		
博物館、美術館、図書館		
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
学校 (上記以外の学校)	階数 3 以上かつ 1,000m <sup>2</sup> 以上	/
卸売市場		
賃貸住宅 (共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿		
事務所		
工場 (危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物を除く)	階数 1 以上かつ 1,000m <sup>2</sup> 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
体育館 (一般公共の用に供されるもの)		

#### 4. 建築物の耐震化の状況と目標

##### (2) 多数利用建築物の耐震化の状況

家屋課税台帳及び恵庭市公共施設等総合管理計画等から抽出した恵庭市における多数利用建築物は総数 202 棟であり、昭和 56 年 6 月以降に建築された棟数は 163 棟となっています。

多数利用建築物の耐震化率を算定するにあたり、耐震性を有する建築物棟数は、昭和 56 年 6 月以降に建築された建築物 163 棟と、昭和 56 年 5 月以前に建築された建築物のうち耐震改修済みの建築物 33 棟を合わせた 196 棟です。したがって多数利用建築物の耐震化率は、97.0%と推計されます。

■ 表 4-5 多数利用建築物の耐震化の状況（単位：棟）

種 別	全棟数 ①	昭和 56 年 6 月以降の 建築物棟数 ②	昭和 56 年 5 月以前の 建築物棟数 ③	③の内、耐震改修実施済の棟数		耐震性を有する建築物棟数 ⑥=②+④	耐震化率 ⑦=⑥/①
				④	⑤		
民間建築物	129	119	10	5	5	124	96.1%
市有建築物	73	44	29	28	1	72	98.6%
合 計	202	163	39	33	6	196	97.0%

(令和 3 年 1 月時点)

##### (3) 多数利用建築物の耐震化の目標

平成 27 年度（平成 28 年 1 月時点）から令和 2 年度（令和 3 年 1 月時点）までの多数利用建築物の用途毎の増減傾向から、令和 7 年度時点での耐震化率は 98.6%と予測されます。

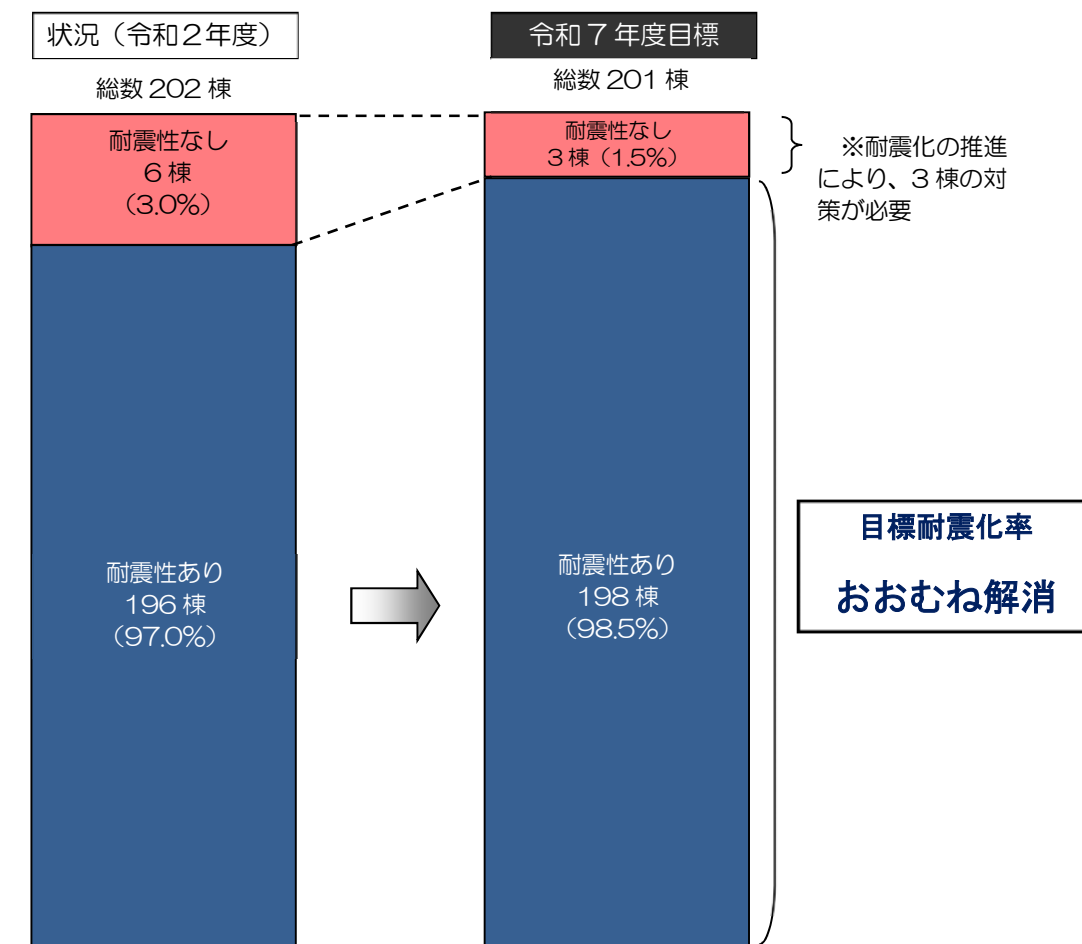
■ 表 4-6 令和 7 年度における多数利用建築物の耐震化率の推計

	平成 27 年度		令和 2 年度		令和 7 年度 (推計)
総数	203	→	202	→	201
民間建築物	131		129		127
市有建築物	72		73		74
うち耐震性を有する棟数	194		196		198
民間建築物	123		124		125
市有建築物	71		72		73
耐震化率	95.6%		97.0%		98.5%
民間建築物	93.9%		96.1%		98.4%
市有建築物	98.6%		98.6%		98.6%

国の基本方針及び道計画では、令和7年度までに多数者利用建築物の耐震化率について「おおむね解消」することを目標とします。

恵庭市においては、国及び北海道の方針を踏まえ、令和7年度までに多数者利用建築物の耐震化率の目標値を「おおむね解消」することを目標と設定します。

なお、多数利用建築物の令和7年度の耐震化率を「おおむね解消」とするには、施策等の推進によって、耐震性を有していない建築物を5年間で3棟の対策をとることが必要となります。



■ 図 4-2 令和7年度時点における多数利用建築物の耐震化の推計と目標

### 4-3 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の状況

「危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（以降、「危険物の貯蔵場等」という。）」は、表 4-7 に示す数量の危険物を保有する建築物です。このうち昭和 56 年以前に建築され、耐震性が不十分な建築物は、耐震改修促進法第 14 条第 1 項に定める特定既存耐震不適格建築物の対象とされ、更に敷地境界線から一定距離以内に存在する 5,000m<sup>2</sup> 以上の建築物は、耐震改修促進法附則第 3 条に定める要緊急安全確認大規模建築物の対象とされます。

■ 表 4-7 危険物の貯蔵場等に該当する危険物の数量

	危険物	数量要件
①	火薬類	
	イ 火薬	10 t
	ロ 爆薬	5t
	ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	500,000 個
	ニ 銃用雷管	5,000,000 個
	ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	50,000 個
	ヘ 導爆線又は導火線	500km
	ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2t
	チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
②	「危険物の規制に関する政令」別表第 3 の指定危険物	各々「指定数量」の 10 倍
③	同政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類	30t
④	同政令別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類	20m <sup>3</sup>
⑤	マッチ	300 マッチトン <sup>※17</sup>
⑥	可燃性ガス（⑦・⑧除く）	20,000m <sup>3</sup>
⑦	圧縮ガス	200,000m <sup>3</sup>
⑧	液化ガス	2,000t
⑨	毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物	20t
⑩	同条第 2 項に規定する劇物	200t

市内には、表 4-7 に示す要件を満たす建築物が 8 棟あります。これらの建築物のうち、2 棟が旧耐震基準で建築された建築物ですが、5,000m<sup>2</sup> 未満であることから、要緊急安全確認大規模建築物には該当しません。なお、これらの建築物に市有建築物は含まれておりません。

※17 マッチトン

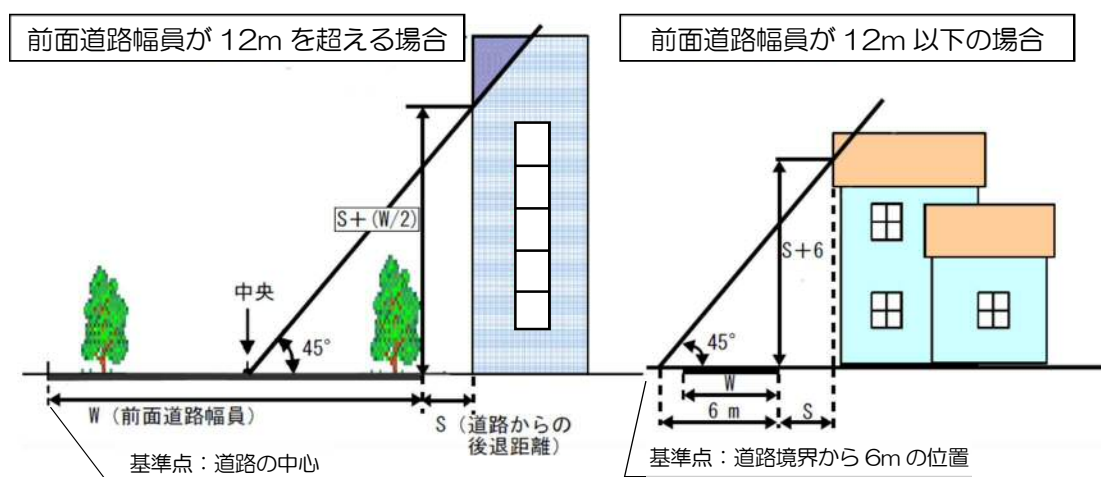
マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは並型マッチ（56×36×17mm）で 7,200 個、約 120kg。

## 4-4 地震時に通行を確保すべき道路に面する建築物の耐震化の状況

### (1) 対象建築物の要件

「地震時に通行を確保すべき道路に面する建築物（以降、「緊急輸送道路等の沿道建築物」という。）は、地震によって倒壊した建築物がその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物です。規模要件は、図 4-3 に示す高さを越える建築物で、このうち昭和 56 年 5 月以前に建築され、耐震性が不十分な建築物は、耐震改修促進法第 14 条第 3 号に定める特定既存耐震不適格建築物の対象とされます。

対象とする道路は、耐震改修促進法では、「都道府県耐震改修促進計画に記載された道路」としています。また、道計画では、耐震改修促進法第 14 条第 3 号の対象道路を指定している他に、市町村においても地域防災計画との整合を図り、地震時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路）を市町村耐震改修促進計画に定めることとしています。



■ 図 4-3 地震時に通行を確保すべき道路と沿道建築物の関係

そのため、道計画において「北海道緊急輸送道路ネットワーク（令和 3 年 3 月改定）」で緊急輸送道路として位置づけられた道路に基づき、恵庭市の地域防災計画との整合を図った上で、表 4-8 に掲げる道路を「地震時に通行を確保すべき道路」として、耐震改修促進法第 14 条第 3 号の適用道路に指定します。図 4-4①及び②に「地震時に通行を確保すべき道路」の位置図を示します。

■ 表 4-8 地震時に通行を確保すべき道路

道路区分	道路特性
第 1 次緊急輸送道路	道庁所在地、地方中心都市、重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路
第 2 次緊急輸送道路	第 1 次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路
第 3 次緊急輸送道路	第 1 次及び第 2 次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路
避難路	恵庭市地域防災計画で指定されている主に避難所までの通行を確保するための避難路

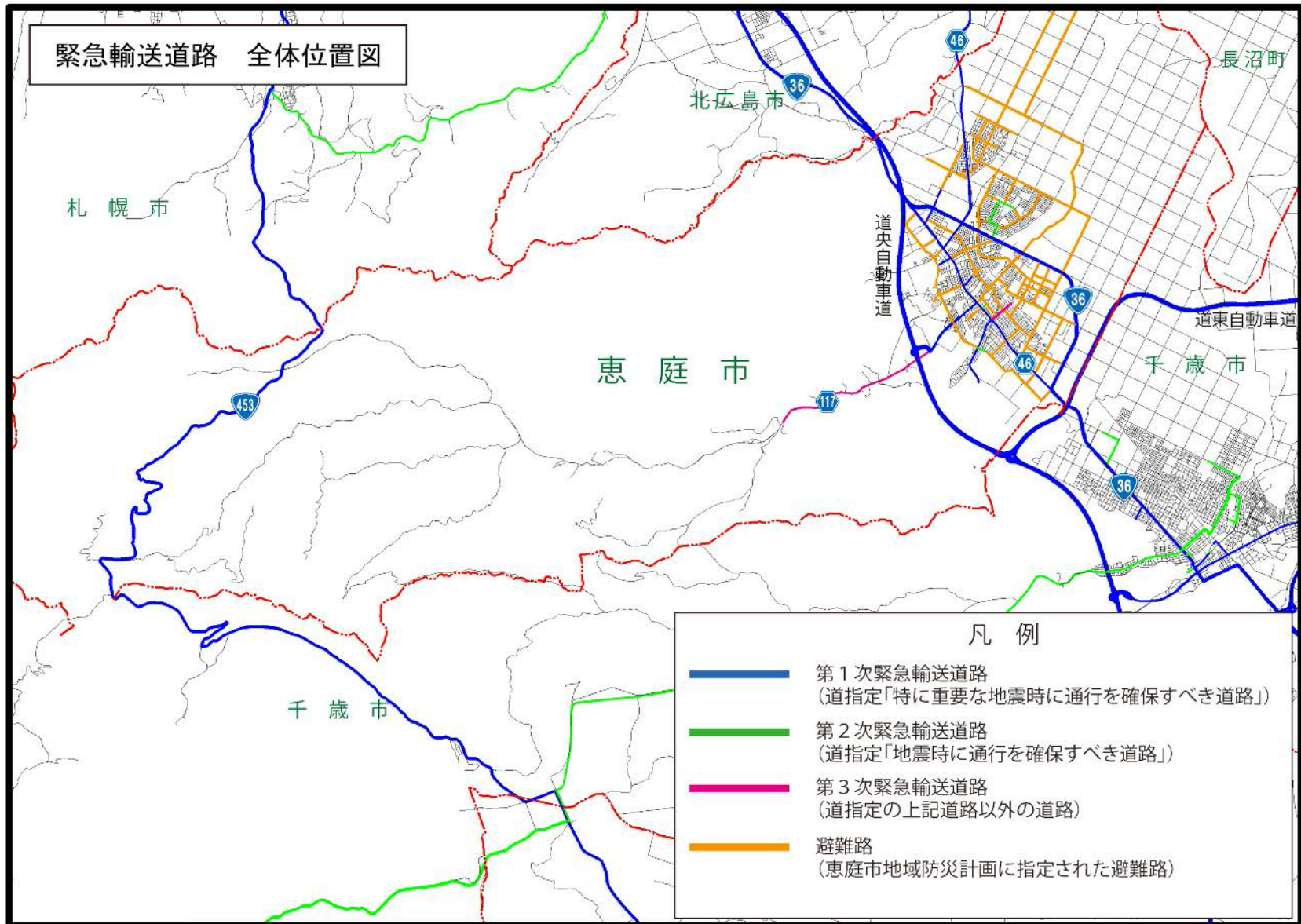
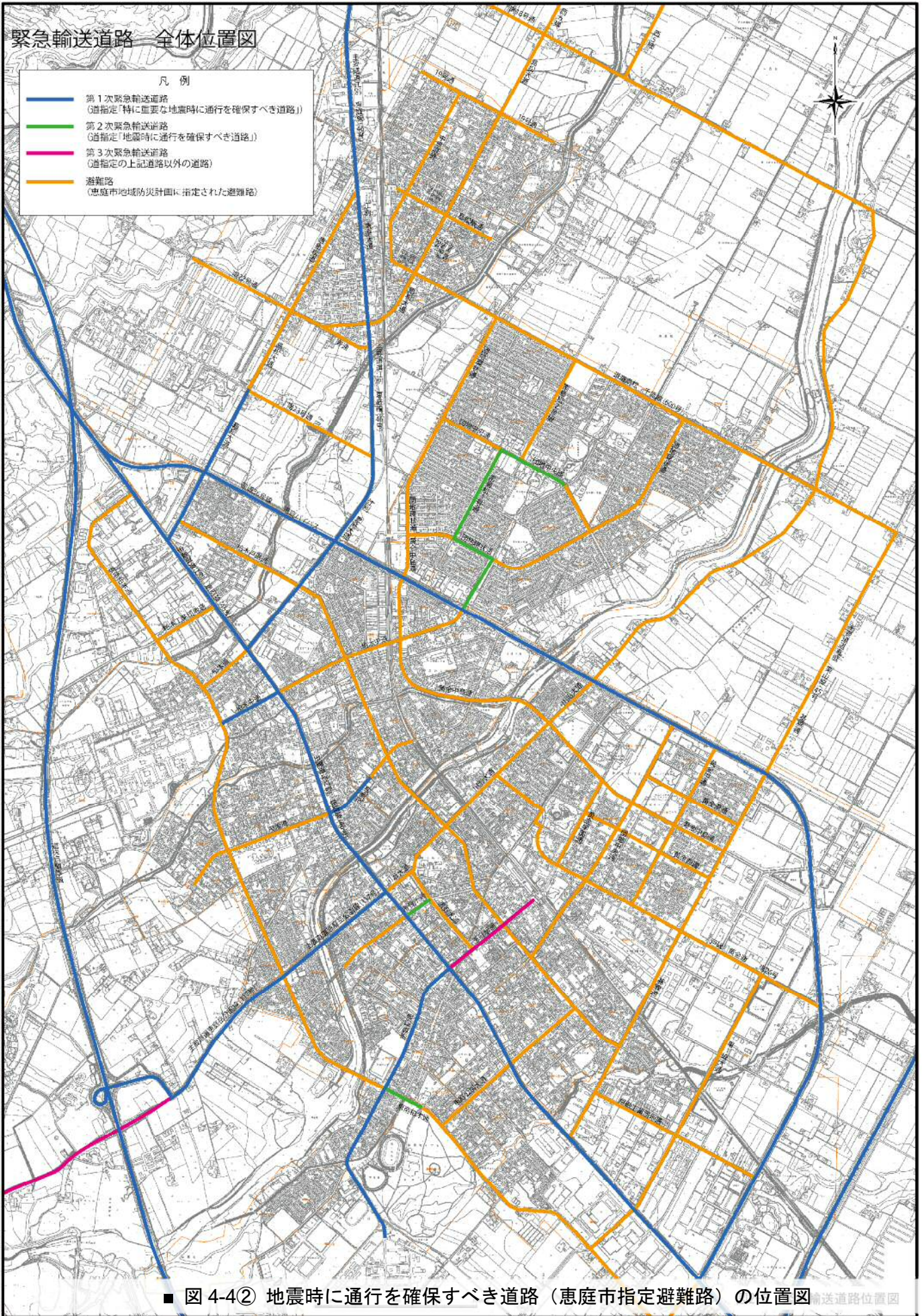


図 4-4① 地震時に通行を確保すべき道路（道指定の緊急輸送道路）

(出典：北海道緊急輸送道路ネットワーク計画（令和3年3月改定）)

# 緊急輸送道路 全体位置図

- 凡例
- 第1次緊急輸送道路  
(道指定「特に重要な地震時に通行を確保すべき道路」)
  - 第2次緊急輸送道路  
(道指定「地震時に通行を確保すべき道路」)
  - 第3次緊急輸送道路  
(道指定の上記道路以外の道路)
  - 避難路  
(恵庭市地域防災計画に指定された避難路)



■ 図 4-4② 地震時に通行を確保すべき道路（恵庭市指定避難路）の位置図

#### 4. 建築物の耐震化の状況と目標

##### (2) 緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化の状況

令和2年度時点において、緊急輸送道路等の沿道建築物に該当する49棟のうち、耐震性を有さず、倒壊した場合に緊急輸送道路を閉塞させるおそれのある高さを有する建築物は9棟となっています。なお、耐震性を有さない建築物とは、昭和56年5月以前に建築され、かつ耐震診断又は耐震改修を行っていない建築物が該当します。

■ 表 4-9 令和2年度における緊急輸送道路等の沿道建築物の状況（単位：棟）

道 路 区 分	緊急輸送道路等の沿道建築物			
	総 数	耐震性を有する建築物棟数		耐震性を有さない 建築物棟数
		新耐震	旧耐震	
第1次緊急輸送道路	11	8	2	1
第2次緊急輸送道路	1	0	0	1
第3次緊急輸送道路	3	3	0	0
避難路	34	25	2	7
合計	49	36	4	9

(令和3年1月時点)

##### (3) 緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化の目標

恵庭市は地震災害時の救援、救急活動や救急物資の輸送等を円滑かつ確実に実施するため、「特に重要な地震時に通行を確保すべき道路」沿道の建築物については、北海道と協力し、引き続き当該特定建築物の所有者等への指導、助言等を行い、優先的に耐震化を促進していきます。



## 4-5 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の状況

「要緊急安全確認大規模建築物」は、耐震改修促進法附則第3条に定める建築物で、表4-10の用途及び規模要件に該当する建築物であり、耐震診断を行い、その結果を所管行政庁へ報告する義務があります。

表 4-10 要緊急安全確認大規模建築物の要件

建築物の用途・種類	規模等の要件
幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所	階数2以上かつ 1,500m <sup>2</sup> 以上
小学校等 (小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校)	階数2以上かつ 3,000m <sup>2</sup> 以上
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、その他これらに類するもの	階数2以上かつ 5,000m <sup>2</sup> 以上
病院、診療所	階数3以上かつ 5,000m <sup>2</sup> 以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
ホテル、旅館	
博物館、美術館、図書館	
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
体育館（一般公共の用に供されるもの）	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	階数1以上かつ 5,000m <sup>2</sup> 以上 (敷地境界線から一定距離以内にあるもの)

市内には耐震改修促進法附則第3条の用途・規模要件に該当する建築物が9棟（すべて市有建築物）ありますが、これらは既に耐震診断を行っている建築物です（北海道の要緊急安全確認大規模建築物台帳による）。

また、このうち1棟（市民会館）は耐震性がない建築物であるため、恵庭市では今後耐震化を図る予定です（「4-8 市有建築物の耐震化の状況」を参照）。

#### 4-6 要安全確認計画記載建築物の耐震化の状況

「要安全確認計画記載建築物」は、耐震改修促進法第7条に定める建築物で、表4-11の用途及び規模要件に該当する建築物です。

表 4-11 要安全確認計画記載建築物の要件

建築物の用途・種類	規模等の要件
防災拠点 (耐震改修促進法第7条第1号)	耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定により、北海道が耐震改修促進計画等で指定する大規模地震の発生時にその利用を確保することが公益上必要な災害応急対策に必要な施設等の建築物
緊急輸送道路等の沿道建築物 (耐震改修促進法第7条第2号)	耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定により、都道府県が耐震改修促進計画等で指定する重要な避難路の沿道建築物であり、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合6m超）

市内には上記に該当する防災拠点が9棟（すべて市有建築物）あり、これらは既に耐震診断を行っている建築物です。

このうち1棟（市民会館）は耐震性がない建築物であるため、恵庭市では今後耐震化を図る予定です（「4-8 市有建築物の耐震化の状況」を参照）。

また、令和3年1月時点、北海道では耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定による道路を指定していないことから、市内には緊急輸送道路等の沿道建築物に該当するものではありません。

#### 4-7 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の状況

耐震診断義務付け対象建築物は、耐震改修促進法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物及び耐震改修促進法附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物であり、該当する建築物が9棟（すべて市有建築物）ありますが、既に耐震診断を行っている建築物です。

さらに、これらの建築物の内8棟は、耐震性があり耐震化率88.9%となります。

#### 4-8 市有建築物の耐震化の状況

恵庭市が所有する市有建築物は、特定建築物<sup>※18</sup>を含めて表4-12のとおり298棟あり、このうち288棟、96.6%が耐震性を有しており、平成21年度の計画策定時より耐震化が進んでいることが分かります。なお、耐震性がない建築物として市民会館、耐震性が不明である建築物として地域会館等があります。

また、市営住宅等は、旧耐震基準の住宅でも耐震性を有していることが確認されています。

市有の公共建築物については、災害時において学校等は避難場所として活用され、庁舎で

は被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用されます。

これらを考慮し、恵庭市では市民の日常生活の安全性をより高めていく為に、多数利用建築物以外の市有建築物における耐震化について、検討していきます。

■ 表 4-12 市有建築物の耐震化の状況（単位：棟）

区 分	全棟数	新耐震 基準 ②	旧耐震 基準 ③ (④+ ⑤)	耐震性		耐震性を 有する建築物 ⑥ (②+④)	耐震化率 (%) ⑦ (⑥/① ×100)
				あり ④	なし 又は不明 ⑤		
特定建築物※18	73	44	29	28	1	72	98.6%
それ以外の 建築物	225	87	138	129	9	216	96.0%
合 計	298	131	167	157	10	288	96.6%

・対象とする市有建築物は、延べ床面積 200m<sup>2</sup>以上の多数利用建築物を対象としています。（令和 3 年 1 月時点）  
ただし、市営住宅、教員住宅、地域会館、消防施設などの建築物は、この条件未満であっても計上しています。

■ 表 4-13 市有特定建築物の耐震化の状況（単位：棟）

区 分	全棟数	新耐震 基準 ②	旧耐震 基準 ③ (④+⑤)	耐震性		耐震性を 有する建築物 ⑥ (②+④)	耐震化率 (%) ⑦ (⑥/①×100)
				あり ④	なし ⑤		
庁舎等	3	2	1	1	0	3	100%
学校（校舎）	31	12	19	19	0	31	100%
学校（体育館）	7	6	1	1	0	7	100%
市民会館	1	0	1	0	1	0	0%
市営住宅等※19	29	22	7	7	0	29	100%
体育館	2	2	0	0	0	2	100%
合 計	73	44	29	28	1	72	98.6%

（令和 3 年 1 月時点）

※18 特定建築物

表 1-2 による①多数利用建築物②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物③緊急輸送道路等の沿道建築物を対象としています。

※19 市営住宅等

市営住宅及び教員住宅

## 5. 建築物の耐震化促進に向けた取り組み方針

### 5-1 耐震化に関する基本的な取り組み方針

住宅や建築物の耐震化の促進のためには、その所有者が地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し、耐震化に取り組むことが重要です。

具体的には、昭和56年5月以前に建築された住宅及び特定既存耐震不適合建築物の所有者は、建築物の耐震性を確認するために耐震診断を実施し、その結果に基づき耐震改修を実施する必要があります。

恵庭市は、こうした取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者が耐震化に取り組むやすい環境整備や耐震化を図るための啓発及び知識の普及など、必要な施策を講じて耐震化を促進します。

### 5-2 耐震化促進に向けた所有者、関連事業者、恵庭市の役割

#### (1) 建築物所有者の役割

住宅や建築物は、地域社会のなかの構成員である住民の生活基盤であり、また、企業等においては経済活動の基盤でもあります。

建築物を耐震化することは、自らの生命や生活基盤の保全だけでなく、隣接する建物への被害の未然防止や、敷地に接する道路の通行確保といった都市機能の保持にも大きく影響することを認識し、所有者は建築物の耐震化を自らの問題だけでなく、地域の防災対策という意識を持って主体的に建築物の耐震化に取り組むよう市から働きかけるものとします。

#### (2) 建築関連事業者の役割

建築関連事業者は、建築物の耐震性・安全性など人命や財産に関わる大きな責任を負っていることを認識し、所有者をはじめとした地域社会との信頼関係の一層の構築を図り、地震に対する安全性を確保した良質な建築物の建設、改修、維持管理に努めるよう市から働きかけるものとします。

#### (3) 恵庭市の役割

市民の安全・安心な生活環境を確保するため、相談体制や情報提供など安心して耐震診断・耐震改修がおこなえる環境整備、地震による建築物の安全性の向上に関する啓発及び知識の普及などに率先して取り組みます。

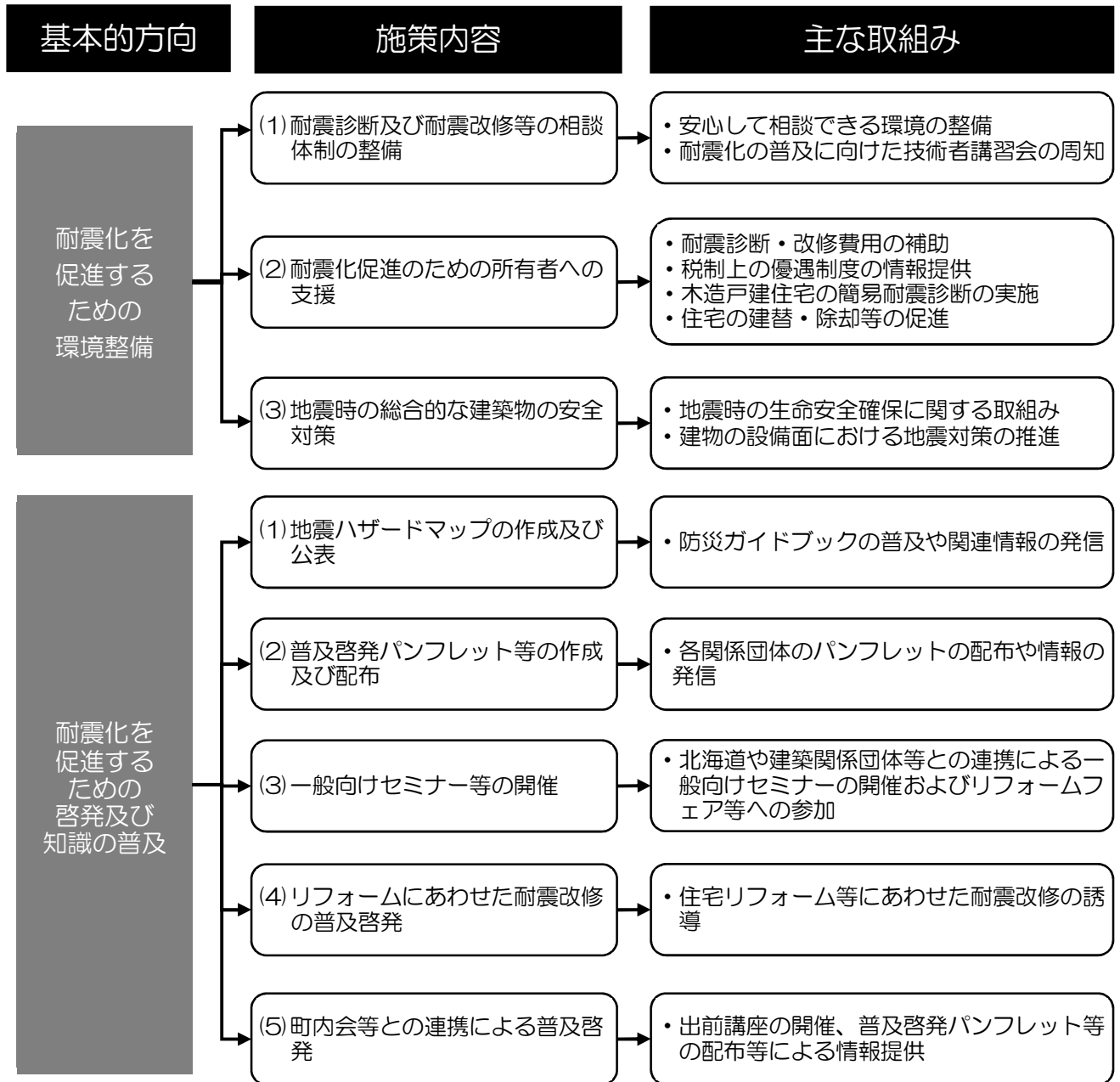
### 5-3 その他計画との連携

建築物の耐震化を効率的かつ効果的に促進するため、恵庭市では、本計画「1-3 計画の位置付け(2) 策定上の位置付け」に挙げた本市の都市計画及び防災計画等と連携を図り、市内建築物の耐震化に対して、計画的・総合的な対応を図ります。

## 6. 建築物の耐震化を促進するための施策

### 6-1 施策の基本的方向

施策の展開に当たっては、前項で示した役割分担を踏まえ、また、国や北海道の協力のもと、図 6-1 に示す基本的方向で施策に取り組みます。



■ 図 6-1 耐震化を促進するための施策の基本方向

## 6-2 耐震化を促進するための環境整備

### (1) 耐震診断及び耐震改修等の相談体制の整備

#### ① 安心して相談できる環境の整備

耐震診断・改修の技術的手法や補助等の支援制度などについて、市民が耐震化に取り組むための相談体制の充実に努めます。

また、北海道では、木造及び鉄筋コンクリート造の既存建築物に係る耐震診断・改修を行う専門技術者講習の受講者登録名簿を公表しています。恵庭市は、建築物の所有者が安心して相談できる環境の整備を図るため、この名簿を活用し専門技術者の紹介などを行います。

#### ② 耐震化の普及に向けた技術者講習会の周知

恵庭市内の建築士及び施工業者が耐震化に関する技術的な相談に応じられるよう、各種講習会への受講を奨励するとともに、耐震診断・改修の専門技術者登録への啓発に努めます。

恵庭市は関係機関との意見交換や技術研修を通して耐震化の専門的知識を有する職員の育成を図ります。

### (2) 耐震化促進のための所有者への支援

#### ① 耐震診断・改修費用の補助

建築物の耐震化は、所有者の責務として実施することが基本ですが、耐震診断・改修を実施するには相応の費用負担を要することから、国や北海道においては、これらの費用について補助制度を設けています。

この補助制度は、各自治体での制度運用を前提としており、建築物の所有者が行う耐震診断・改修に対して自治体が費用補助をする場合に、一定の割合を限度として補助がなされるものです。

恵庭市では、これらの補助制度を利用して平成22年度より木造戸建住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助を行っています。また、建築士会等の関連団体と連携し、耐震診断・耐震改修補助制度の更なる普及に努めます。

#### ② 税制上の優遇制度の情報提供

建築物の耐震化を促進するための施策として、平成18年度の税制改正により「住宅・建築物に係る耐震改修促進税制」が創設されました。

このうち「固定資産税の減額措置」及び「所得税額の特別控除」については、「昭和57年1月1日」以前に建築された住宅等の耐震改修を実施した個人及び法人が受けることができることから、この措置に関する情報提供に努め、耐震化の促進を図ります。

平成26年度の税制改正では、「既存建築物の耐震改修投資促進のための特例措置」が創設され、法に基づき耐震診断が義務付けられる建築物については、耐震診断結果が報告されたものについて、固定資産税の減額措置等が受けられます。この措置についても同様に

情報提供を行い、耐震化の促進を図ります。

#### ③ 木造戸建住宅の簡易耐震診断の実施

北海道では、木造戸建住宅の簡易耐震診断を実施しています。恵庭市では、この制度を市民へ周知し、ニーズに合わせて活用していただくことで、戸建木造住宅の耐震診断の促進に努めます。

#### ④ 住宅の建替・除却等の促進

昭和56年以前の建築基準法の旧耐震基準で建築された住宅は、耐震性が確保されていない場合もあり、建築後、少なくとも40年以上が経過し住宅自体の老朽化も進んでいます。

このため、耐震改修をする際の費用が高額となり、改修に踏み切れない場合も多いと考えられます。

こうしたことを踏まえ、住宅の建替えの促進等、老朽化した既存住宅の除却の推進に取り組めます。

### (3) 地震時の総合的な建築物の安全対策

#### ① 地震時の生命安全確保に関する取組み

##### 1) ブロック塀等の安全対策

昭和53年の宮城県沖地震や平成15年の十勝沖地震では、耐震対策が不十分なブロック塀等が倒壊し、その下敷きとなって多くの人が犠牲になりました。また、地震による倒壊等から道路を閉塞し、地震後の避難や救急、消火活動に支障をきたす可能性も認識されています。

恵庭市では、ブロック塀等の倒壊による被害を未然に防ぐために、老朽化したブロック塀等の修理・補強、生け垣への転換などの安全対策の啓発に努めます。

##### 2) 窓ガラス、天井落下防止対策等について

平成23年3月に発生した東日本大震災では、建築物の窓ガラス、外壁のタイルの落下による被害が発生しました。また、野外広告、体育館や劇場等の大規模空間を有する建築物のつり天井の脱落による被害が生じました。

これらの教訓より、恵庭市では市街地で人の通行が多い沿道に建つ建築物や避難路沿いにある建築物の窓ガラスの地震対策や外壁に使われているタイルや屋外広告物等の落下防止対策、また大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策等について、建築物の所有者、管理者等に対し、安全対策措置の啓発に努めます。

##### 3) 空家等への対策

空家等は居住者が不在であり、なかには長期間にわたって所有者の管理が適切に行き届いていないものも存在します。そういった住宅を放置することで、安全性、衛生上、更には保安上の問題から周囲に悪い影響を及ぼす恐れがあるほか、地震の際には倒壊等によって道路を閉塞させ、緊急車両等の通行・活動に支障をきたすなど、被害を拡大させる危険性が生じます。そのため恵庭市では、空家等対策の推進に関する特別措置法及び恵庭市空家等対策計画に基づき、関係部局が連携の上、所有者等による適切な管理が

## 6. 建築物の耐震化を促進するための施策

---

なされるよう啓発に努めます。

### 4) エレベーターの閉じこめ防止対策

平成 17 年 7 月に発生した千葉県北西部地震では、最大震度 5 強を記録し、首都圏において約 6,400 台のエレベーターが運転休止、そのうち 78 台において閉じこめ事故が発生しました。

この教訓より国土交通省によってとりまとめられた「エレベーターの地震防災対策の推進について」をうけて、エレベーター所有者、管理者等へ地震時における事故防止等に関する対策の啓発に努めます。

### 5) エスカレーター地震防災対策

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、複数のエスカレーター脱落事故が発生しました。これを受け平成 25 年 7 月に「建築基準法施行令を改正する政令」が公布され、エスカレーターの脱落防止対策に関する建築基準法施行令、告示が以下の項目のように制定及び一部改正されました。

- ① 十分な「かかり代」を設ける構造方法
- ② 脱落防止措置(バックアップ措置)を講じる構造方法

以上の法の改正内容を、建築物の所有者、管理者等に対して啓発に努めます。

### 6) 土砂災害対策

地震に伴うがけ崩れ等が発生した場合、建築物への大きな被害が想定されることから、土砂災害対策は重要と考えられます。恵庭市は、北海道との適切な役割分担のもと、土砂災害警戒区域等を周知すると共に、必要に応じて建築物が土砂災害に対して安全な構造となるよう改修や移転等の対策について啓発に努めます。

## ② 建物の設備面における地震対策の推進

### 1) 家具の転倒防止対策について

大規模な地震の際は、家具が転倒することにより負傷したり、避難や救助の妨げになることが考えられます。住宅内部での身近な地震対策として、地震防災マップ等を通じて、家具転倒防止の対策について市民への啓発に努めます。

### 2) その他の建築設備の転倒防止、破損防止の対策について

給湯設備、配管等の設備、灯油タンク、煙突等の暖房設備に対して、地震により、転倒、破損がないように建築物の所有者、管理者等に対し周知し、安全対策措置の啓発に努めます。

### 3) 新たな安全対策の情報提供

近年、耐震ベッド・耐震シェルターなど、室内に設置することで万が一住宅が倒壊しても、最低限の安全な空間を確保し、居住者の生命を守るものが製品化されています。

これらは、早期に住宅の耐震改修が困難な場合や、地震時に迅速な避難が難しい高齢



者等の安全を守ることができる製品です。

恵庭市では、耐震ベッド、耐震シェルター等の新たな安全対策についての市民への情報提供を図ります。

■ 耐震ベッド



■ 耐震シェルター



(出典：滋賀県公式ウェブサイト)

### 6-3 耐震化を促進するための啓発や知識の普及

#### (1) 地震ハザードマップの作成及び公表

##### ① 防災ガイドブックの普及や関連情報の発信

地震に関する情報をマップ化することは、市民の地震対策に関する意識の向上を図り、地震発生時に迅速かつ的確に避難を行うために非常に有効なものとなります。

恵庭市では、「防災ガイドブック」において、地震ハザードマップの他、洪水・火山のハザードマップを掲載したガイドブックの全戸配布を行なっています。防災ガイドブックの内容に関しては、今後、更なる充実を図り、恵庭市公式ウェブサイトでの公表も行なうことで、市民へ広く周知を行います。

#### (2) 普及啓発パンフレット等の作成及び配布

##### ① 各関係団体のパンフレットの配布や情報の発信

建築物の地震防災対策に関する所有者への啓発、知識の普及を図るため、パンフレットやチラシなどを活用し、耐震診断や耐震改修に関する情報提供を積極的に行います。

また、コミュニティFM、恵庭市公式ウェブサイト、広報誌による情報発信を行います。

#### (3) 一般向けセミナー等の開催

##### ① 北海道や建築関係団体等との連携による一般向けセミナーの開催及びリフォームフェア等への参加

北海道などが開催する一般向けの住宅耐震セミナー、商工会議所主催のリフォームフェア等の講習会、住み替えセミナーにおいて情報提供を行うとともに耐震化の意識啓発を進めます。

#### (4) リフォームにあわせた耐震改修の普及啓発

##### ① 住宅リフォーム等にあわせた耐震改修の誘導

新耐震基準以前に建築された戸建住宅は、現在では40年以上経過しており、外壁の断熱改修等のリフォームが多くなると予測されることから、建築士会等の関連団体と連携し、

## 6. 建築物の耐震化を促進するための施策

---

リフォーム工事にあわせた耐震改修の誘導を図ります。

### (5) 町内会等との連携による普及啓発

#### ① 出前講座の開催、普及啓発パンフレット等の配布等による情報提供

地震防災対策では、「自らの地域は皆で守る」という意識のもとに地域における取り組みが重要です。このような取り組みに対して、出前講座の開催、町内会等に対する普及啓発パンフレット等の配布を行い、各種情報の提供などにより支援していきます。

また、木造戸建住宅の耐震化促進を図るために、当該住宅の所有者に対して直接制度の説明を行い、耐震化の重要性などについての普及啓発に努めます。

## 7. その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

### 7-1 所管行政庁との連携に関する事項

耐震改修促進法第14条に規定されている多数の者が利用する建築物や、避難路沿道建築物等の特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、所管行政庁である北海道と連携を図りながら、耐震改修促進法第15条に基づく指導及び助言並びに指示等を行い、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断、耐震改修の促進に努めるほか、耐震改修促進法第8条に基づく報告命令等を行い、要安全確認計画記載建築物の耐震診断、耐震改修の促進に努めていきます。

### 7-2 北海道及び関係団体との連携

平成18年3月、北海道、市町村及び建築関係団体は、住宅・建築物の耐震化の促進を図るための連絡協議を行う場として、「全道住宅建築物耐震改修促進会議」を設置しました。

この会議では、耐震改修促進計画に関する目標の進捗管理や施策に対する連携方策、市町村や建築関係団体等の取組み等を定期的に連絡協議しています。

恵庭市においては、全道住宅建築物耐震改修促進会議に参加し、住宅・建築物の耐震化に向けて連携して取組みます。

また恵庭市では、(社)北海道建築士会、(社)北海道建築設計事務所協会、(社)北海道建築技術協会等の建築関係団体との連携を図り、建築物の耐震化に関する技術や知識の普及に引き続き取組みます。

---

恵庭市耐震改修促進計画  
令和 4 年 3 月改定  
(平成 2 9 年 7 月改定)  
(平成 2 2 年 3 月策定)

[発  
[編

行]  
集]

恵庭市  
恵庭市 企画振興部  
まちづくり拠点整備室 まちづくり推進課  
〒061-1498  
北海道恵庭市京町 1 番地

---